

2019年6月28日



上場会社名 株式会社 ケーヨー
代表者名 代表取締役社長 醍醐 茂夫
(コード番号 8168 東証 1 部)
問い合わせ先 取締役経営企画統括部長 北村 圭一
T E L 0 4 3 - 2 5 5 - 1 1 1 1

和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2017年2月より当社店舗において、地権者による土地明渡請求を受け係争中でありました。この度、当社と地権者による話し合いにより、和解が成立いたしました。当該和解により、下記のとおり2020年2月期第1四半期決算にて特別損失を計上いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 和解による訴訟の解決について

(1) 訴訟の概要

原告（地権者）より、土地賃貸契約にて当社が借り受けている土地について、契約期間満了に伴う土地明渡請求訴訟を提起されることとなりました。当社といたしましては店舗の運営に重要な区画であり、当該契約は店舗建物所有者との建物賃貸借契約が終了していない以上、単独では契約が解除できない性質の賃貸借契約であること、また、返還した場合、店舗前面道路の接道が不足し建築基準法が定める接道要件に満たなくなることなどを理由として、賃貸借契約の継続を主張してまいりました。

(2) 経緯

今般、裁判所より和解の勧告があったことから、社内で和解内容及び今後の店舗運営につきまして検討を重ねた結果、店舗建物所有者との建物賃貸借契約に与える影響を最小限に抑えること、また、今後も訴訟を継続した場合に要する時間・費用を総合的に勘案した結果、当該和解案を受け入れることが最も合理的であるとの判断に至り、2019年6月25日付で原告との和解が成立いたしました。

(3) 和解の内容

- ①2024年6月までの更新契約を行う。
- ②賃料については、現状より増額し、過去の一部期間にも遡って適用する。

2. 特別損失等の計上について

上記和解による訴訟の解決に伴い、当該店舗につきましては、5年間の営業をもって土地を明け渡し、店舗を閉鎖することとなりましたので、当社が所有する固定資産につきまして、減損損失として273百万円を計上いたします。合わせて、営業外費用として、30百万円を計上いたします。

3. 今後の業績について

2020年2月期の業績予想につきましては、その他の要因も含め精査中であり、今後業績修正が必要とされる場合には速やかにお知らせいたします。

以 上